

■ グループ紹介

財団法人 新エネルギー財団

1. 目的

昭和55年『石油代替エネルギー開発及び導入の促進に関する法律』が制定され、次世代におけるエネルギー供給の一翼を担うべき石油代替エネルギーの開発が、国の量重点課題として推進されることとなりました。

このような政府の動きに呼応して、当財団は基本財産の全額を民間出捐により昭和55年9月に設立された公益法人で、新エネルギー技術の開発及び実用化の促進のための調査研究、水力、地熱、その他のローカルエネルギーの開発利用に関する調査研究及び技術の普及向上のための事業を実施し、石油代替エネルギーの普及啓蒙を行うことにより、我が国のエネルギー自給の向上に努めると共に、併せて石油代替エネルギーに関する国民の理解を深め、新エネルギー産業及び地域経済の発展に寄与しております。

2. 概要

基本財産	13億円 (平成3年3月)
賛助会員	184社・団体 (平成3年3月)
職員	76名 (平成3年3月)
事業規模	99億円 (平成2年度)
事業所	東京都港区虎ノ門1-18-1 (第10森ビル)

3. 事業内容

3.1 政策提言、意見具申

新エネルギー技術の開発及び実用化が国民一体の望ましい形で進展するために、その問題点と方策などについて政府や関係機関などに意見具申、建議、要望等を行って政策に反映させるよう活動を行っております。

3.2 広報、啓発、情報収集・提供事業

- (1)石油代替エネルギーに関する知識や、その重要性などについて、社会全般、国民の一人一人の関心事として高揚させるよう、広報、普及、啓蒙活動を行っております。
- (2)当財団の組織と会員相互の連携を通して、石油代替エネルギーに関する情報を収集し、これを会員、関連機関及び地方公共団体などに『新エネルギープラザ』などの広報誌を通して、随時提供しております。

3.3 調査研究事業

- (1)新エネルギー関連産業が望ましい形で発展して行くための社会基盤整備の方策、新エネルギー技術の企業化のための内外市場開拓など、新エネルギー技術の開発、企業化促進に関する調査、研究を行っております。
- (2)新エネルギー技術の開発、導入・促進に関する調査・研究を行うと共に、太陽、燃料電池、石炭、風力、波力、水素、バイオマスなどのいわゆるローカルエネルギーをはじめ、水力、地熱などの開発利用に関する調査、研究及び実用化指導を行っております。
- (3)電力需要ピークの安定供給を図るために、電力エネルギーを夜間などのオフピーク時に貯蔵し、昼間のピーク時に発電するエネルギー貯蔵効果を有する新型貯蔵型電源 (圧縮空気エネルギー貯蔵発電 (CAES-G/T)) に関する調査、研究を行っております。

3.4 海外交流事業

新エネルギーの技術開発と実用化促進について、海外の新エネルギー諸機関を訪問し、提携・交流を行うことにより、中・長期視点に立った新エネルギーの技術開発の動向、導入方策、更には国際協力の在り方などについて情報交換を行っております。

また、内外の新エネルギー開発政策、開発利用及び企業化の現状と展望を明らかにすると共に、今後の新エネルギー技術開発、利用及び課題について討論するために『新エネルギー産業シンポジウム』を開催しております。

3.5 利子補給事業

- (1)ローカルエネルギーの開発利用を促進するため、事業者が低利の融資を受けられるよう、金融機関を通じ利子補給を行っております。
- (2)中小水力発電の初期発電原価を低減して、中小水力の開発促進を図るため、公営電気事業者等に水力の建設に対する利子補給を行っております。

所在地：〒105 東京都港区虎ノ門1-18-1

(第10森ビル)

(文責：新エネルギー推進本部企画部企画課課長代理
新国 禎倅)